

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第13回 裁判所と司法権（2）

#### 3. 司法権の独立

- ・ 裁判が公正に行われ人権保障が確保されるためには、裁判官が外部から圧力や干渉を受けずに公正無私の立場で裁判をしなければならない。
- ・ 司法権の独立とは、司法権が立法権や行政権から独立すべきであることと、裁判にあたっては裁判官が各々独立して職権を行使すべきであることの2つを意味する。
- ・ 司法府の独立を担保するため、憲法は、最高裁判所に、規則制定権（77条）、下級裁判所の裁判官の指名権（80条1項）と司法行政監督権（裁判所法80条）を付与し、行政機関による懲戒を禁止している（78条後段）。
- ・ すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される（76条3項）。ここでいう良心とは、19条によってその自由が保障される個人的・主観的な意味での良心を指すのか、客観的な裁判官としての良心を指すのかについて、争いがある。
- ・ 裁判官の職権行使の独立を実効性のあるものにするには、裁判官の身分が保障されていなければならない。そこで、憲法は、裁判官が罷免される場合を限定し（64条、78条前段、79条2項、3項）、裁判官に相当額の報酬を保障している（79条6項、80条2項）。
- ・ 裁判官は、(1)「回復の困難な心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合」（裁判官分限法1条1項）と、(2)「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき」または「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」（裁判官弾劾法2条）のみ、罷免される。そのほか、最高裁判所の裁判官には、国民審査制度がある（79条2項、3項）。
- ・ 裁判官の懲戒は、裁判所により裁判手続で行われるが、懲戒で罷免されることはない（裁判官分限法2条）。
- ・ 下級裁判所の裁判官の任期は10年であり、その後については、80条1項が「再任されることができる」と規定している。実際には、再任は任命権者の裁量に委ねられている。

□ 大津事件

1891 (明治 24) 年、滋賀県大津で、巡査の津田三蔵が訪日中のロシア帝国皇太子ニコライ (後のニコライ 2 世) に刺傷させた事件で、政府は、大国ロシアとの国交の悪化を恐れて、外交上の考慮から、日本の皇族に対する罪を適用して死刑判決を下すよう大審院 (最高裁判所の前身) に働きかけたが、大審院長の児島惟謙は、刑法にいう皇太子には外国の皇太子は含まれないと主張し、自ら大津に赴き担当判事を説得した。その結果、普通謀殺未遂罪が適用され、津田は無期徒刑 (無期懲役刑) を科された。

□ 平賀書簡事件

1969 (昭和 44) 年、いわゆる長沼ナイキ訴訟に関連して、札幌地方裁判所の平賀健太所長が、事件を裁判長として担当していた福島重雄判事に対して、判断の一助にしてほしいとの前置きをして、国側の裁量判断を尊重して自衛隊の違憲判断を避け、執行停止の申立てを却下すべきである旨を示唆する内容の書簡を私信として送った。福島判事は、これを裁判への不当な干渉だと考え、この私信を公表した。

札幌地方裁判所の裁判官会議は、平賀所長の行為は明らかに裁判に対する干渉に当たるとして、所長を嚴重注意処分に付した。また、最高裁判所は、所長を注意処分に付し、東京高等裁判所に転任させた。

□ 宮本判事補再任指名拒否事件

1971 (昭和 46) 年、熊本地方裁判所の宮本康昭判事補は、10 年の任期を経て判事への任命を希望していたが、最高裁判所の指名した者の名簿に記載されていなかった (そのため、判事補の任期満了後に退官した)。名簿に記載されなかった理由について、最高裁判所は人事上の秘密を理由に説明しなかったが、同判事補が青年法律家協会の会員であったことが理由ではないかとの見方がある。

【宿題】法廷メモ (レペタ) 訴訟最高裁判決 (I-72)、最大決昭和 35 年 7 月 6 日 (II-124)、板まんだら事件最高裁判決 (II-184) 及び警察予備隊違憲訴訟最高裁判決 (II-187) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

## Quiz

Q13 司法権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 下級裁判所は、最高裁判所が制定した裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則に拘束されるから、最高裁判所が、下級裁判所の裁判官に対して、具体的事件について、どのような判断を行うべきか指示することも許される。
- イ. 裁判官の職権の独立は、裁判に対して不当な影響を与えるおそれのある一切の外部的行為の排除を要求するが、一般国民やマスメディアによる裁判内容の批判は、表現の自由の行使の一場面であるから許される。
- ウ. 国政調査権は議院にとって重要な権能であるが、司法権の独立の観点からして、具体的事件について、その判決の事実認定や量刑が適切かどうかを調査することは、国政調査権の範囲を逸脱するものであり、許されない。